

栃木労働局「今月(2月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすめ情報



～今月のおすすめ情報～



① 冬季は転倒リスクが高まります。転倒災害防止の徹底をお願いします。

冬季は、積雪や凍結により転倒リスクが高まります。特に、屋外通路、駐車場、建物の出入口は注意が必要です。

「あわてず、あせらず、あなどらず」を肝に銘じつつ、「Aない声かけ運動！プラス」に取り組みましょう。

2月は特に次の取組を心掛け、転倒災害防止の徹底を図りましょう。

- 時間に余裕をもって、急がず、小さな歩幅で歩きましょう
- 屋外通路や駐車場などは除雪・融雪し、凍結防止剤を散布しましょう
- 凍結しやすい場所などの危険マップを作成し、適切な履物を着用しましょう

Aない声かけ運動！プラスはこちら



② 【令和4年】栃木県の最低賃金について

地域別最低賃金 ※栃木県内で事業を営む使用者とその事業に使用される労働者に適用されます。

【効力発生日：2022（令和4）年10月1日】 ◆栃木県最低賃金 時間額913円

特定最低賃金 ※栃木県内で以下の特定の事業を営む使用者とその事業に使用される労働者（適用除外労働者を除く）に適用されます。 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2022（令和4）年12月31日】 ◇電子部品等製造業 時間額971円

◇塗料製造業 時間額1,023円 ◆自動車・同附属品製造業 時間額978円

◆はん用機械器具等製造業 時間額970円 ◇計量器等製造業 時間額971円

注)1 「各種商品小売業」最低賃金の適用産業の労働者（適用除外労働者を除く）については、令和4年10月1日以降「栃木県最低賃金 時間額913円」が適用されています。

2 最低賃金は、作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。

*業務改善助成金：生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金。

[問合せ]業務改善助成金コールセンターTEL0120-366-440

*相談窓口：栃木働き方改革推進支援センター

[問合せ]栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100

詳しくはこちらから↓

栃木県最低賃金についてはこちら



業務改善助成金についてはこちら



NEW !

賃金引上げ特設ページを開設しました！
賃金引上げ事例等を掲載しています。
<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



③ 労働保険料は口座振替が便利です！

令和5年度の年度更新概算保険料等の口座振替の申込は
令和5年2月27日（月）までです。

- * 保険料納付のために金融機関に行く手間や待ち時間が解消されます。
- * 納付忘れや遅れがなくなり、延滞金を課せられる心配がありません。
- * 保険料引き落としに最大約2か月ゆとりができます。
- * 手数料はかかりません。

詳細はこちら↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryo_u/index.html



④ 「我が社の成長」のために人への投資を行いませんか？

◆人材開発支援助成金（人への投資促進コース）新設

○労働者の多様な社員教育に対応するため、eラーニング等オンラインの**定額受け放題サービスを導入**。業務時間の繁忙時期を利用する事で、社員に合った効率的な社員教育を実施。・・・**定額制訓練【新設】経費助成：中小企業60%（大企業45%）**

○労働者の自発的な学び直しの費用を支援するため、**自発的な社員教育の希望者**に、50%以上の経費負担を行う**就業規則に変更**。50%教育訓練費用負担を行った経費に対し助成。・・・**自発的職業能力開発訓練【新設】経費助成：45%**

【問合せ】 栃木労働局助成金事務センター TEL028-614-2263



⑤ 求人の申込みには求人者マイページが便利です！

◆求人者マイページは、求人の手続きやサービスをオンライン上で受けられる事業所向けの専用ページです。

メリット① **いつでも、どこでも求人申込みができます！**

- ・パソコン、スマートフォン等から求人申込みができるので、在宅勤務や出張先からも登録が可能です。

メリット② **過去に出した求人データを活用（転用）できます！**

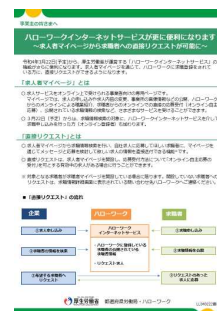
- ・過去の求人履歴を利用して新たな求人申込みができるので、求人情報を管理しやすくなります。

○求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスからできます。

スマートフォンからも利用可能ですので、是非ともご利用ください。

開設、求人の手続きについては、お近くのハローワークにご相談ください。

ご希望があれば、ハローワーク職員が訪問し、開設をお手伝いいたします。



⑥ 緊急雇用安定助成金が令和5年3月の休業をもって終了します

○緊急雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、本助成金は**令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了**します。

※詳しくはこちらから⇒

